

川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市食品衛生法施行細則 昭和47年3月31日規則第42号</p>	<p>○川崎市食品衛生法施行細則 昭和47年3月31日規則第42号</p>
<p>(趣旨) 第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行については、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨) 第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行については、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>(指定成分等含有食品の健康被害情報の届出)</u> 第2条 法第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、収集した指定成分等含有食品による健康被害に関する情報を記載した書類を添えて、指定成分等含有食品健康被害情報届出書（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。</p>
<p>(製品検査の申請等) 第2条 法第26条第1項の規定により検査を受けようとする者は、製品検査申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。 2 前項に規定する検査を受けようとする者は、検査を受けようとする製品をロットごとに封印のできる適当な容器又は施設（以下「容器等」という。）に納めておかなければならない。</p>	<p>(製品検査の申請等) 第3条 法第26条第1項の規定により検査を受けようとする者は、製品検査申請書（第1号様式の2）により市長に申請しなければならない。 2 前項に規定する検査を受けようとする者は、検査を受けようとする製品をロットごとに封印のできる適当な容器又は施設（以下「容器等」という。）に納めておかなければならない。</p>
<p>(試験品の採取及び封印) 第3条 市長は、食品衛生監視員に前条第2項に規定する容器等から政令第5条第3項に規定する試験品の採取を行わせるものとし、その採取量は、別表のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該採取量を変更することができる。</p>	<p>(試験品の採取及び封印) 第4条 市長は、食品衛生監視員に前条第2項に規定する容器等から政令第5条第3項に規定する試験品の採取を行わせるものとし、その採取量は、別表のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該採取量を変更することができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 食品衛生監視員は、前項の規定により試験品を採取したときは、その容器及び前項の容器等に標紙（第2号様式）をちょう付するとともに、密封し、封印するものとする。</p>	<p>2 食品衛生監視員は、前項の規定により試験品を採取したときは、その容器及び前項の容器等に標紙（第2号様式）をちょう付するとともに、密封し、封印するものとする。</p>
<p>（検査の実施機関） 第4条 法第26条第1項の規定により市長が行う検査は、川崎市健康安全研究所において行う。</p>	<p>（検査の実施機関） 第5条 法第26条第1項の規定により市長が行う検査は、川崎市健康安全研究所において行う。</p>
<p>（検査成績の通知） 第5条 前条の検査の成績は、保健所長を経由して申請者に通知するものとする。</p>	<p>（検査成績の通知） 第6条 前条の検査の成績は、保健所長を経由して申請者に通知するものとする。</p>
<p>（封印の解除） 第6条 市長は、第3条の試験品が第4条の検査に合格したときは、前条の通知をした後速やかに、食品衛生監視員に当該試験品に係る容器等の封印を解かせなければならない。</p>	<p>（封印の解除） 第7条 市長は、第4条の試験品が第5条の検査に合格したときは、前条の通知をした後速やかに、食品衛生監視員に当該試験品に係る容器等の封印を解かせなければならない。</p>
<p>（許可書） 第7条 保健所長は、法第55条第1項に規定する営業の許可を与えるときは、営業許可書（第3号様式）を申請者に交付する。 2 営業の許可を与えないときは、営業不許可通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。</p>	<p>（許可書） 第8条 保健所長は、法第55条第1項に規定する営業の許可を与えるときは、営業許可書（第3号様式）を申請者に交付する。 2 営業の許可を与えないときは、営業不許可通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。</p>
<p>（営業許可書の写し交付申請） 第8条 営業の許可を受けている者（次条において「許可業者」という。）が亡失又は毀損等による営業許可書の写しの交付を受けようとするときは、営業許可書写し交付申請書（第5号様式）により保健所長に申請しなければならない。</p>	<p>（営業許可書の写し交付申請） 第9条 営業の許可を受けている者（次条において「許可業者」という。）が亡失又は毀損等による営業許可書の写しの交付を受けようとするときは、営業許可書写し交付申請書（第5号様式）により保健所長に申請しなければならない。</p>
<p>（許可事項の掲示） 第9条 許可業者は、次に掲げる事項を営業の施設内の見やすい場所に掲示しておかななければならない。 (1) 施設の所在地 (2) 施設の名称、屋号又は商号</p>	<p>（許可事項の掲示） 第10条 許可業者は、次に掲げる事項を営業の施設内の見やすい場所に掲示しておかななければならない。 (1) 施設の所在地 (2) 施設の名称、屋号又は商号</p>

改正後	改正前																
(3) 法第55条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号 (4) 営業の種類 (5) 営業許可期間 (6) 許可条件	(3) 法第55条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号 (4) 営業の種類 (5) 営業許可期間 (6) 許可条件																
(報告の徴収) <u>第10条</u> 保健所長は、食品衛生上必要があると認めるときは、ふん便の微生物検査成績書の提出を求めることができる。	(報告の徴収) <u>第11条</u> 保健所長は、食品衛生上必要があると認めるときは、ふん便の微生物検査成績書の提出を求めることができる。																
(と畜検査員) <u>第11条</u> 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条のと畜検査員とする。	(と畜検査員) <u>第12条</u> 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条のと畜検査員とする。																
(委任) <u>第12条</u> この細則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。	(委任) <u>第13条</u> この細則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。																
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。 <u>(川崎市保健所長委任規則の一部改正)</u> 3 川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。 <u>第1条第1号（18）中「第9条」を「第8条」に改め、同号（19）中「第11条」を「第10条」に改める。</u>																	
別表（ <u>第3条</u> 関係） <table border="1" data-bbox="174 1353 1070 1439"> <tr> <td>食品</td> <td>清涼飲料水</td> <td>ロットを形成する製品数</td> <td>試験品の数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(かん詰又は</td> <td>8,000個以下</td> <td>2個</td> </tr> </table>	食品	清涼飲料水	ロットを形成する製品数	試験品の数量		(かん詰又は	8,000個以下	2個	別表（ <u>第4条</u> 関係） <table border="1" data-bbox="1169 1353 2065 1439"> <tr> <td>食品</td> <td>清涼飲料水</td> <td>ロットを形成する製品数</td> <td>試験品の数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(かん詰又は</td> <td>8,000個以下</td> <td>2個</td> </tr> </table>	食品	清涼飲料水	ロットを形成する製品数	試験品の数量		(かん詰又は	8,000個以下	2個
食品	清涼飲料水	ロットを形成する製品数	試験品の数量														
	(かん詰又は	8,000個以下	2個														
食品	清涼飲料水	ロットを形成する製品数	試験品の数量														
	(かん詰又は	8,000個以下	2個														

改正後				改正前			
	びん詰のもの を除く。)	8,001個以上 22,000個以下 22,001個以上	3個 5個		びん詰のもの を除く。)	8,001個以上 22,000個以下 22,001個以上	3個 5個
	粉末清涼飲料	500個以下 501個以上 800個以下 801個以上	2個 3個 5個		粉末清涼飲料	500個以下 501個以上 800個以下 801個以上	2個 3個 5個
	ハム・ソーセ ージ・ベーコ ン・ケーシン	500個以下 501個以上 800個以下 801個以上 1,300個以下	2個 3個 5個		ハム・ソーセ ージ・ベーコ ン・ケーシン	500個以下 501個以上 800個以下 801個以上 1,300個以下	2個 3個 5個
	グ詰かまぼ こ・魚肉ハ ム・魚肉ソー セージ・鯨肉 ベーコン	1,301個以上 3,200個以下 3,201個以上 8,000個以下 8,001個以上	7個 10個 15個		グ詰かまぼ こ・魚肉ハ ム・魚肉ソー セージ・鯨肉 ベーコン	1,301個以上 3,200個以下 3,201個以上 8,000個以下 8,001個以上	7個 10個 15個
添加物	法第13条第1項の規定により規格が定められたもの（タール色素を除く。） ロット（ロットを形成する最大の量は、300キログラム）を形成する製品ごとに必要最小量			添加物	法第13条第1項の規定により規格が定められたもの（タール色素を除く。） ロット（ロットを形成する最大の量は、300キログラム）を形成する製品ごとに必要最小量		
器具	(1) 食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器（以下「陶製飲食器」という。）で自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯（よう）によって製造されたものロットごとに 3個 (2) (1)以外の焼成窯（よう）によって製造された陶製飲食器並びにフェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器			器具	(1) 食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器（以下「陶製飲食器」という。）で自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯（よう）によって製造されたものロットごとに 3個 (2) (1)以外の焼成窯（よう）によって製造された陶製飲食器並びにフェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器		
	ロットを形成する製品数		試験品の数量		ロットを形成する製品数		試験品の数量
	800個以下		3個		800個以下		3個
	801個以上 1,300個以下		5個		801個以上 1,300個以下		5個
	1,301個以上 3,200個以下		7個		1,301個以上 3,200個以下		7個

改正後			改正前		
3,201個以上	8,000個以下	10個	3,201個以上	8,000個以下	10個
8,001個以上		15個	8,001個以上		15個

改正後

改正前

削除
削除

第1号様式

		押 印 欄	
指定成分等含有食品健康被害情報届出書			
		年 月 日	
(宛先) 川崎市保健所長		住 所	
		氏 名	
		電 話	
		〔法人にあっては上記の事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
食品衛生法第8条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
営業所の所在地	川崎市	区	電話
営業所の名称			
健康被害情報を得た日	年 月 日		
製 品 名			
指定成分等の種類			
指定成分等の含有量			
健康被害を受けた者	性 別		年 齢
	指定成分等含有食品の摂取状況		
	健康被害に係る症状		
	受診している医療機関の名称及び所在地		
	受診している医療機関における診断結果		
	採取時に使用していた区薬品等の名称		
※ 処 理		※ 受 付 印	
年 月 日			

注 1 「健康被害を受けた者」欄に、指定成分等含有食品が人の健康に被害を及ぼさせるおそれがある旨の情報である場合又は健康被害を及ぼした者の情報を得ることが困難な場合は、記入不慮です。
2 ※印欄は、記入しないでも構いません。

改正後

改正前

第1号様式

第1号様式の2

押 印 欄 製 品 検 査 申 請 書		年 月 日
(宛先)川崎市長		
申請者 住 所 氏 名		
年 月 日生		
電 話		
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
食品衛生法第26条第1項の規定に基づき製品検査を受けたいので、次のとおり申請します。		
製 品 の 名 称		
製造所又は加工所の 名称及び所在地	川 崎 市 区	
製造又は加工年月日	年 月 日	製 造 加 工
製 造 番 号		
申 請 数 量		
※ 年 月 日納入第 号	※文書受付欄	
※ 円 金銭取扱員 印		

押 印 欄 製 品 検 査 申 請 書		年 月 日
(あて先)川崎市長		
申請者 住 所 氏 名		
年 月 日生		
電 話		
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
食品衛生法第26条第1項の規定に基づき製品検査を受けたいので、次のとおり申請します。		
製 品 の 名 称		
製造所又は加工所の 名称及び所在地	川 崎 市 区	
製造又は加工年月日	年 月 日	製 造 加 工
製 造 番 号		
申 請 数 量		
※ 年 月 日納入第 号	※文書受付欄	
※ 円 金銭取扱員 印		

注 ※印欄は、記入しないでください。

注 ※印欄は、記入しないでください。

改正後

改正前

第2号様式
(標紙)

1	申請者氏名	
2	製品名	
3	製造又は加工年月日	年 月 日
4	申請数量	
5	採取量	
6	採取年月日	年 月 日
川崎市食品衛生法施行細則第3条第2項の規定により上記の製品を封印します。 年 月 日 食品衛生監視員 印		

第2号様式
(標紙)

1	申請者氏名	
2	製品名	
3	製造又は加工年月日	年 月 日
4	申請数量	
5	採取量	
6	採取年月日	年 月 日
川崎市食品衛生法施行細則第4条第2項の規定により上記の製品を封印します。 年 月 日 食品衛生監視員 印		

改正後

改正前

第 5 号様式

第 5 号様式

押 印 欄	
営業許可書写し交付申請書 年 月 日 (宛先) 川崎市保健所長 住 所 氏 名 年 月 日生 電 話 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
川崎市食品衛生法施行細則第 8 条の規定に基づき営業許可書の写しの交付を受けたいので申請します。	
施設の所在地	川崎市 区 電話
施設の名称、屋号又は商号	
許可番号及びその年月日	営業の種類
1	
2	
3	
4	
5	
※ 可 否 (理由)	※ 受 付 印
※ 処 理 年 月 日	

注 ※印欄は記入しないでください。

押 印 欄	
営業許可書写し交付申請書 年 月 日 (宛先) 川崎市保健所長 住 所 氏 名 年 月 日生 電 話 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
川崎市食品衛生法施行細則第 9 条の規定に基づき営業許可書の写しの交付を受けたいので申請します。	
施設の所在地	川崎市 区 電話
施設の名称、屋号又は商号	
許可番号及びその年月日	営業の種類
1	
2	
3	
4	
5	
※ 可 否 (理由)	※ 受 付 印
※ 処 理 年 月 日	

注 ※印欄は記入しないでください。